

農地を養殖池とする場合の一時転用期間の延長

(令和3年3月4日施行 農林水産省通知 2農振第2935号)

規制改革の内容

特例措置前

農地を養殖池とする一時転用期間は3年以内とする

特例措置

容易に農地への復元が可能であること、地域農業との関係等に係る市町村との協定を締結すること、担い手による営農が見込まれない農地であること等を要件とし、農地を養殖池とする場合の一時転用期間を10年以内に延長する

効果

- ・優良農地の確保
- ・地域の農業振興と調和のとれた養殖事業の促進

規制改革の概要

農地を養殖池とする場合の一時転用期間を10年以内に延長

【農地の一時転用期間】

通常

3年

転用期間を10年以内に延長
(再許可による期間更新も可)

養殖池

10年

<対象>

内水面における水産動植物の養殖のための転用

<主な要件>

- ・容易に農地への復元が可能
- ・地域農業との関係等に係る市町村との協定の締結
- ・担い手による営農が見込まれない農地であること 等

- ・水田の機能保全
 - ・渇水時における農業用水の供給機能の発揮
 - ・地域産業発展に伴う農業者の所得増大
 - ・優良農地の確保
- などの農業振興に資する効果が期待される。